

# 福岡市雑用水道奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福岡市節水推進条例(平成15年福岡市条例第39号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づく補助金(以下「奨励補助金」という。)の交付について必要な事項を以下のとおり定める。

(補助対象者)

第1条の2 補助対象者は、条例第18条に規定する建築主であつて、公募により募集する。

(補助金交付対象者の除外)

第1条の3 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助金交付の対象としない。

- (1) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。第3号において「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金交付対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、補助金交付対象からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助金交付対象者に対し当該申請者又は当該補助金交付対象者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(標準施設費)

第2条 標準施設費は、個別循環型雑用水道に係る設備のうち原水貯留槽、水処理設備及び貯留槽(以下「補助対象設備」という。)の設置に要する費用とし、次に掲げる基本施設費に当該循環利用水処理施設の1日当たりの処理水量(施設能力)に応じ別表に定める金額を加算した金額(循環利用水処理施設の設置に実際に要した費用の額がこれに満たない場合は、その実際に要した費用の額。いずれの場合も10万円未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。

(1) 下水処理区域内に設置した場合

基本施設費 11,600千円

(2) 下水処理区域外に設置した場合

基本施設費 6,300千円

(奨励補助金の額等)

第3条 奨励補助金の額は、前条に定める標準施設費に4.2%を乗じて算出した額とする。

2 他の補助制度に基づき補助金の交付を受ける予定のあるものは、当該補助金額を控除した額とする。

(奨励補助金の交付の申請)

第4条 条例第18条に規定する建築主は、奨励補助金を受けようとするときは、福岡市節水推進条例施行規則（平成15年福岡市規則第114号。以下「規則」という。）第12条第5項に定める雑用水道検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して1年以内に、奨励補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 規則第11条に定める節水計画確認書（規則様式第4号）の写し
- (3) 規則第12条第5項に定める雑用水道検査済証（規則様式第7号）の写し
- (4) 雑用水道設置に要した費用の額を証明する書類
- (5) その他必要な書類

(奨励補助金の交付の決定)

第5条 市長は、奨励補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認められるときは、奨励補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、奨励補助金の交付の決定をしたときは、奨励補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかにその決定内容を奨励補助金交付申請者に通知するとともに、当該決定に係る額の奨励補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、この要綱の規定により奨励補助金の交付を受けた者が条例、規則及びこの要綱に違反していたことが判明したときは、当該奨励補助金の交付の決定を取り消し、当該奨励補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、福岡市雑用水道奨励補助金交付要綱（昭和55年2月1日付市長決裁）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

2 本要綱施行日において、旧要綱第5条に規定する指定申請を行っている者については、第4条の「雑用水道検査済証交付を受けた日の翌日から起算して1年以内」は「大型建築物工事完了届提出後1年以内」と読み替え、補助金の額については旧要綱に基づく額とする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(期 間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表

(1) 下水処理区域内に設置する場合

区 分	加算額 (千円)
10立方メートルまでの部分	1立方メートルにつき 480
10立方メートルを超え 20立方メートルまでの部分	” 450
20 ” 30 ”	” 420
30 ” 40 ”	” 390
40 ” 50 ”	” 360
50 ” 60 ”	” 330
60 ” 70 ”	” 300
70 ” 80 ”	” 270
80 ” 90 ”	” 240
90 ” 100 ”	” 210
100 ” 110 ”	” 180
110 ” 120 ”	” 160
120 ” 130 ”	” 140
130 ” 140 ”	” 120
140 ” 150 ”	” 100
150立方メートルを超える部分	” 80

(2) 下水処理区域外に設置する場合

区 分	加算額 (千円)
1立方メートルにつき	80

## 奨励補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)

福岡市長

住所

申請者

氏名

個別循環型雑用水道の設置に関し、奨励補助金の交付を受けたいので、福岡市雑用水道奨励補助金交付要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

### 記

1. 建築物の名称

2. 建築物の場所

3. 節水計画確認書番号

年度 第

号

4. 補助対象設備の規模

m<sup>3</sup>/日

## 奨励補助金交付決定通知書

年 月 日

様

福岡市長

福岡市雑用水道奨励補助金交付要綱第6条の規定に基づき  
年 月 日付をもって申請のあった雑用水道の設置に  
係る奨励補助金について下記のとおり交付することに決定したの  
で、通知します。

### 記

1. 奨励補助金 円
2. 節水計画確認書番号 年度 第 号
3. 建築物の名称
4. 建築物の場所